

大阪府地域防災計画【原子力災害対策】修正案（概要）

I 広域避難の受入れに関する項目の追加

関西広域連合は、福井県、滋賀県、京都府の3府県からの要請（福井県は兵庫県に対して要請）に基づき、福井県に立地する原子力発電所等で万一事故等が発生した場合に広域避難が見込まれる約25万人について、関西圏域全体の受入調整を行うこととし、カウンターパート方式の採用等により受け入れることを決定しました。

滋賀県は、災害の状況に応じて避難先を選択できるよう複数の選択肢を準備することとおり、緊急時は県内避難を優先し、必要に応じて大阪府に受入れを要請、府内市町村の協力を得て、関西広域連合が定めたカウンターパートとして滋賀県長浜市、高島市からの広域避難を約5万8千人受け入れることとしました。

なお、関西広域連合では、広域避難の運用方針について詳細事項を定めた「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」の検討を進めており、原子力災害に係る広域避難の受入れで原子力災害対策編に定めのない事項は、当該ガイドライン及び避難元が定める広域避難計画に基づき対応します。

（主な修正項目）

- 原子力災害対策編に「広域避難の受入れ」を追加 [P 73]
- 避難対象地域 [P 73]
 - 滋賀県が地域防災計画で定めるU P Z（緊急時防護措置を準備する区域）
長浜市及び高島市からの広域避難受入体制を整備
- 避難元（滋賀県 自治会区単位）・避難先（大阪府 受入市町村）マッチング割当 [P 75]

注) [] : 地域防災計画【原子力対策】の記載箇所（以下、同様）

II 法令の改正

防災活動体制の基準となる法令改正に伴うもの《基準の厳格化》

迅速かつ的確に、原子力災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、大阪府が必要な組織動員体制をとる際の基準について、原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴い、厳格化を図ります。

（主な修正項目）

防災活動体制の基準となる法令改正に伴うもの《基準の厳格化》

（主な項目）

- 府災害対策本部の設置基準及び非常2号配備の配備時期[P 30、32]
 - 《修正前》放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した時
 - 《修正後》 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出した時
- 非常3号配備の配備時期 [P 32]
 - 《修正前》放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した時
 - 《修正後》放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した時

III 名称変更等

国においては、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力災害対策指針の策定など関係法令の改正等により安全規制体制の一元化や原子力防災体制の強化などを行っています。

原子力災害対策指針や国の地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル等の変更、組織改編等に伴い、文言や組織名称など所要の修正を行います。